

NPO法人の設立及び実務研修会資料

平成20年1月28日(月), 30日(水), 2月1日(金)

行政説明

(新体系等への移行の意義等について)

目 次

○障害者自立支援法における新たな障害福祉サービスの体系	2
障害者自立支援法による制度改正のポイント	
総合的な自立支援システムの構築	
福祉サービスに係る自立支援給付の体系	
施設, 事業体系の見直し	
新体系サービスにおける利用者像	
各事業の概要	
○障害者自立支援法下の作業所への支援等	17
小規模作業所等に対する県の支援等(概要)	
○小規模作業所等からの移行が想定される事業について (事業所の要件等)	22
障害福祉サービス事業	
地域活動支援センター	
○新体系サービスへの移行を支援するための事業	25
障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業(追加メニュー)	
○その他	27
障害福祉サービス費等のインターネット請求について 他	

障害者自立支援法における 新たな障害福祉サービスの体系

障害者自立支援法による制度改革のポイント

法による改革

障害者施策を3障害一元化

従前

- ・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

従前

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

従前

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

従前

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

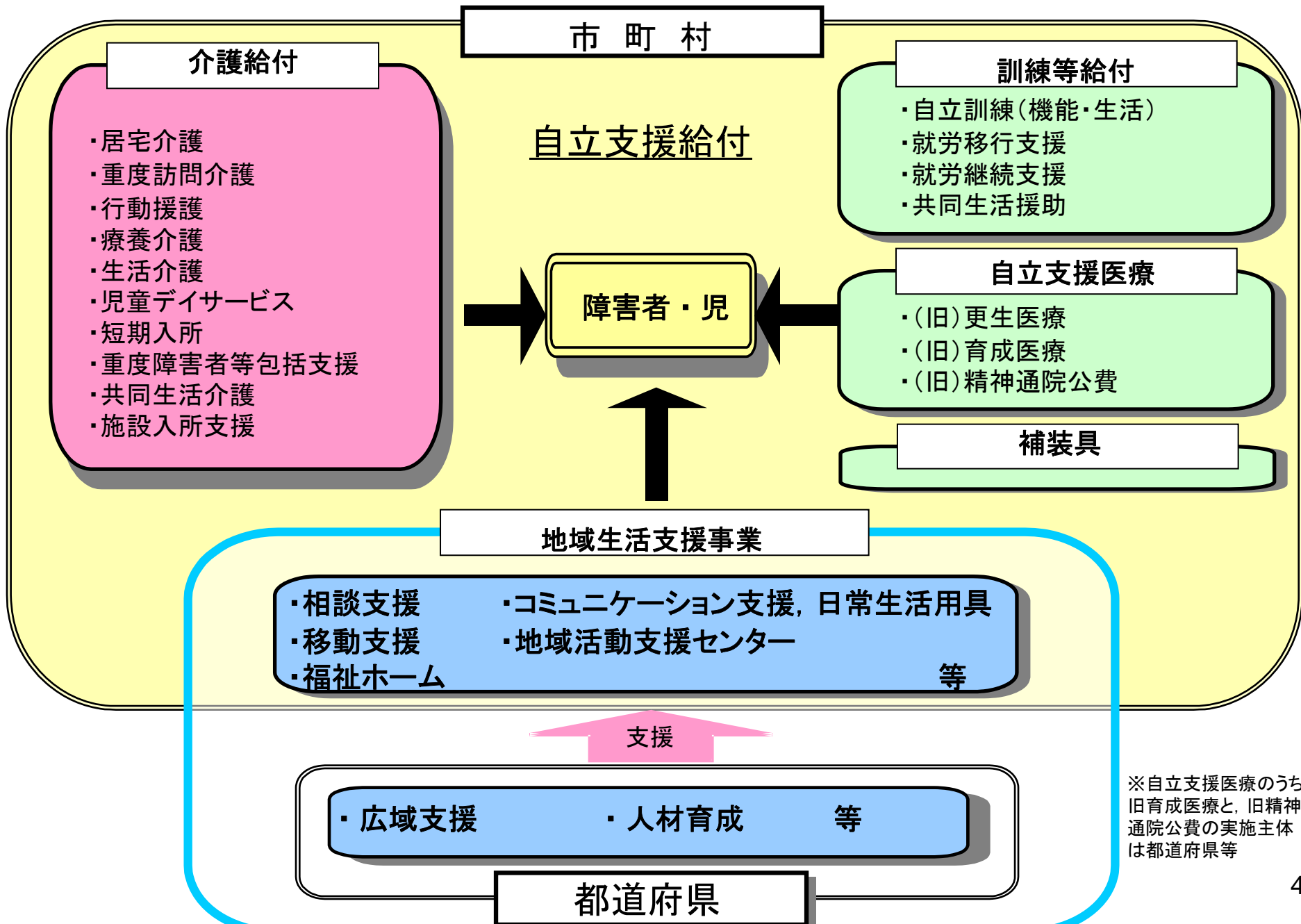
従前

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

(総合的な自立支援システムの構築)



※自立支援医療のうち旧育成医療と、旧精神通院公費の実施主体は都道府県等

福祉サービスに係る自立支援給付の体系

<従前のサービス体系>

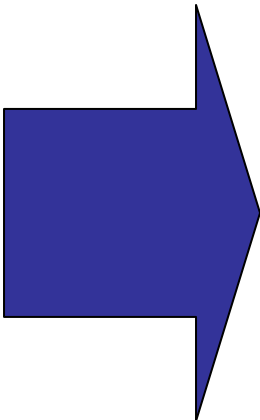
<新サービス体系>

居宅サービス

- ホームヘルプ(身・知・児・精)
- デイサービス(身・知・児・精)
- ショートステイ(身・知・児・精)
- グループホーム(知・精)

施設サービス

- 重症心身障害児施設(児)
- 療護施設(身)
- 更生施設(身・知)
- 授産施設(身・知・精)
- 福祉工場(身・知・精)
- 通勤寮(知)
- 福祉ホーム(身・知・精)
- 生活訓練施設(精)



- ホームヘルプ(居宅介護)
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 児童デイサービス
- ショートステイ(短期入所)
- 重度障害者等包括支援
- ケアホーム(共同生活介護)
- 障害者支援施設での夜間ケア(施設入所支援)
- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- グループホーム(共同生活援助)

介護給付

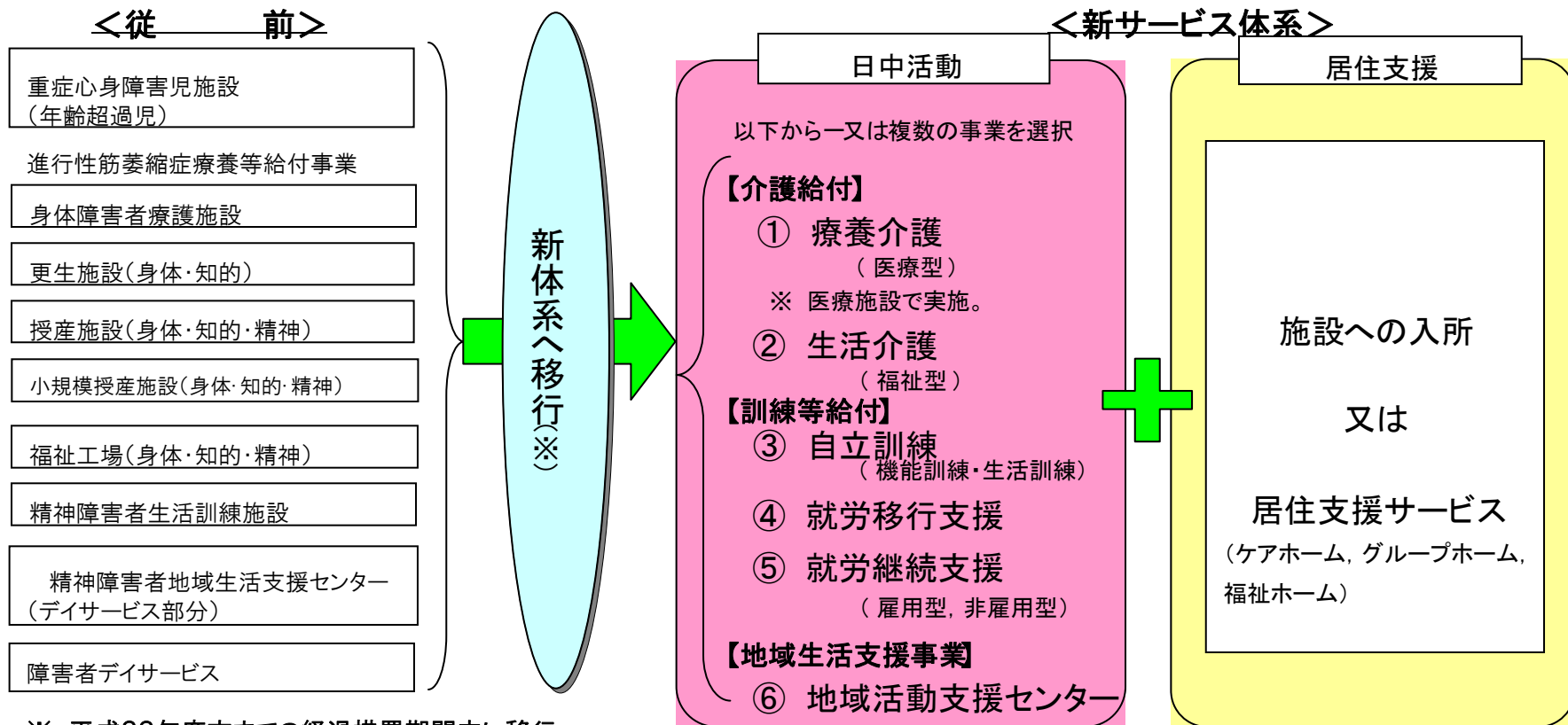
訓練等給付

※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化

施設・事業体系の見直し

○ 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離。）。
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



※ 平成23年度末までの経過措置期間内に移行。

新体系サービスにおける利用者像

【介護給付】

	利用者像	従前の制度における主な対象者
生活介護	<p>○ 常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 障害程度区分が、区分3(要介護2程度)(施設入所は区分4(要介護3程度))以上</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が、区分2(要介護1程度)(施設入所は区分3(要介護2程度))以上</p>	<p>《通所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者通所更生施設全体の約6割 <p>《入所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者療護施設全体の約9割 ・知的障害者入所更生施設全体の約6割 <p>等</p>
療養介護	<p>○ 医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が、区分6(要介護5程度)</p> <p>② 筋ジストロフィー患者、重症心身障害者であって、障害程度区分が、区分5(要介護4程度)以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児施設 ・国立病院委託病床

※ 現行の施設利用者については、経過措置として、平成23年度末までの間、継続して利用が可能。
 障害者自立支援法の抜本的見直しの中で、その後の施設利用等について検討中。

【訓練等給付】

		利用者像	従前の制度における主な対象者
自立訓練	機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等 	・身体障害者更生施設 等
	生活訓練	<ul style="list-style-type: none"> ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等 	・知的障害者入所・通所更生施設 ・精神障害者生活訓練施設 等
就労移行支援		<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる者であって、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、企業等とのマッチング等を図ることにより、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる者(65歳未満の者に限る) <ul style="list-style-type: none"> ① 企業等への就労を希望する者 ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者 	・入所・通所授産施設 等
就労継続支援	A型 (雇用型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる者であって、就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者(利用開始時65歳未満の者に限る) <ul style="list-style-type: none"> ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 	・福祉工場 等
	B型 (非雇用型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる者であって、就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される者 <ul style="list-style-type: none"> ① 企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(雇用型)の雇用に結びつかなかった者 ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者 	・入所・通所授産施設 等

※ 現行の支援費施設利用者については、経過措置として、平成23年度末までの間、継続して利用が可能。

各事業の概要

① 生活介護事業

【利用者像】

○ 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- 常時介護が必要な障害者であって、次のいずれかに該当する者
 - ① 障害程度区分が区分3(要介護2程度)(施設へ入所する場合は区分4(要介護3程度))以上である者
 - ② 年齢が50歳以上の場合、障害程度区分が区分2(要介護1程度)(施設へ入所する場合は、区分3(要介護2程度))以上である者

(具体的な利用者のイメージ)

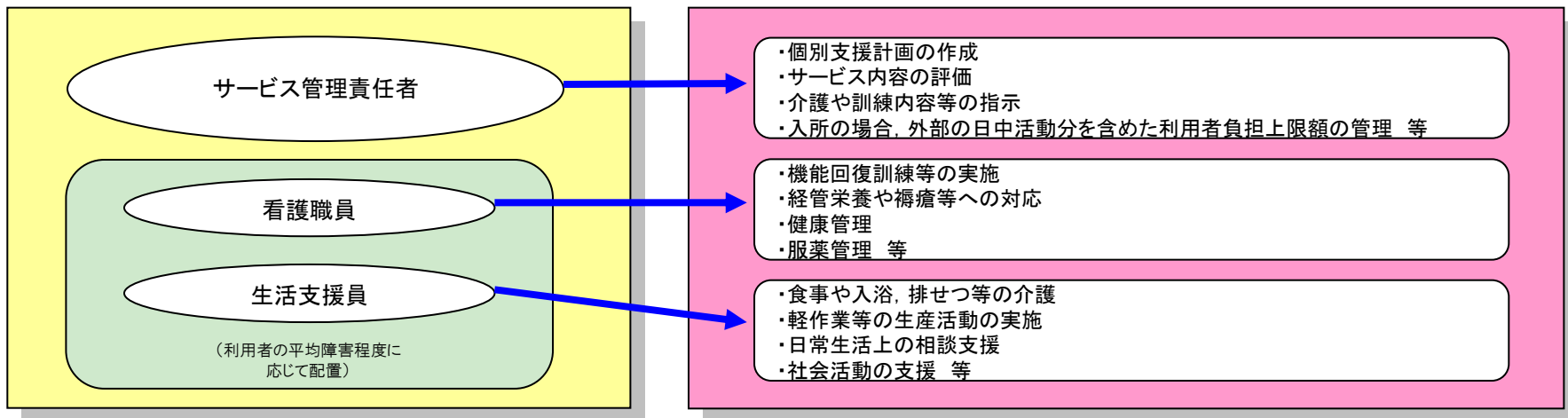
- ・ 身体機能の状態から、在宅生活を維持することが困難であり、施設に入所して介護を受けながら安定した生活をしたい
- ・ 病院は退院したが、介護等の支援が必要のため、直接地域生活へ移行することには、不安がある
- ・ 訓練施設を利用していたが、障害の状態が悪化し、介護が必要な状態になった

【サービス内容】

- 食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を提供。
- 併せて、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会も提供。
- これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す。

(職員配置)

(サービス内容)



※1 居住の場として、夜間の介護等を行う「施設入所支援」を実施。
※2 利用期間の制限なし(利用者の状態に応じて地域移行を支援)。

② 療養介護事業

【利用者像】

○ 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者

- 医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する者で、次のいずれかに該当する者
 - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分が区分6(要介護5程度)以上
 - ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分が区分5(要介護4程度)以上

(具体的な利用者のイメージ)

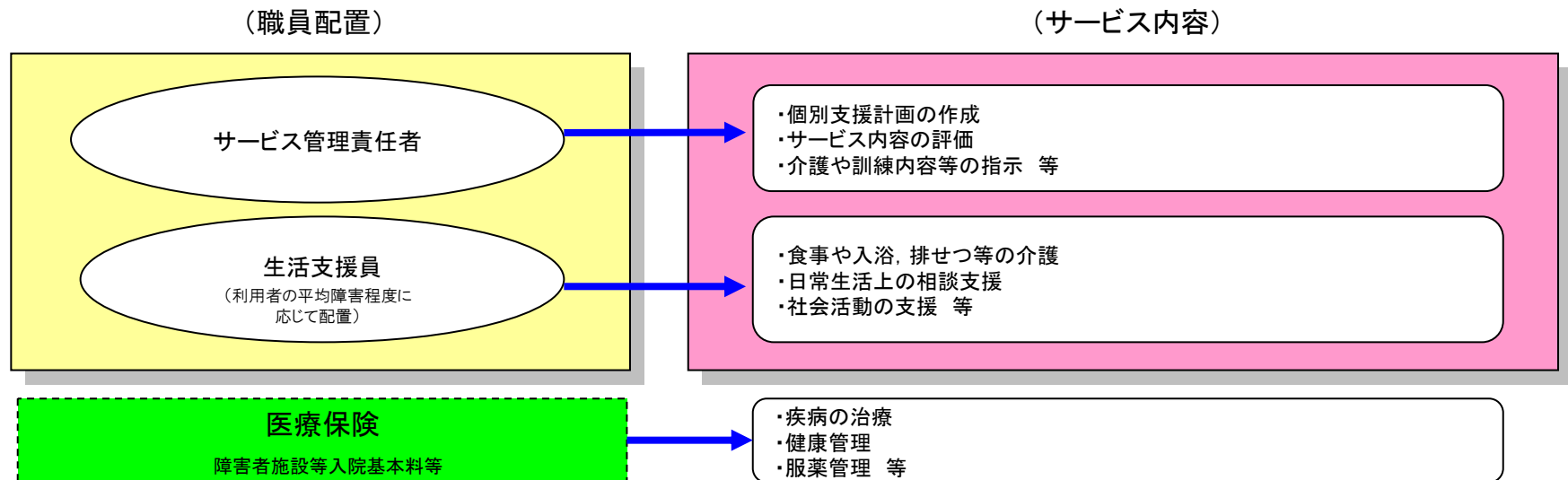
- ・ 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている
- ・ 入院医療に加え、常時の介護が必要な筋ジストロフィー症患者
- ・ 入院医療に加え、常時の介護が必要な重症心身障害者

【サービス内容】

○ 病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供。

○ 併せて日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援を実施。また、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援

○ これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す。



※1 食費については、医療保険より給付。

※2 利用期間の制限なし(利用者の状態に応じて地域移行を支援)。

③ 自立訓練(機能訓練)事業

【利用者像】

○ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者

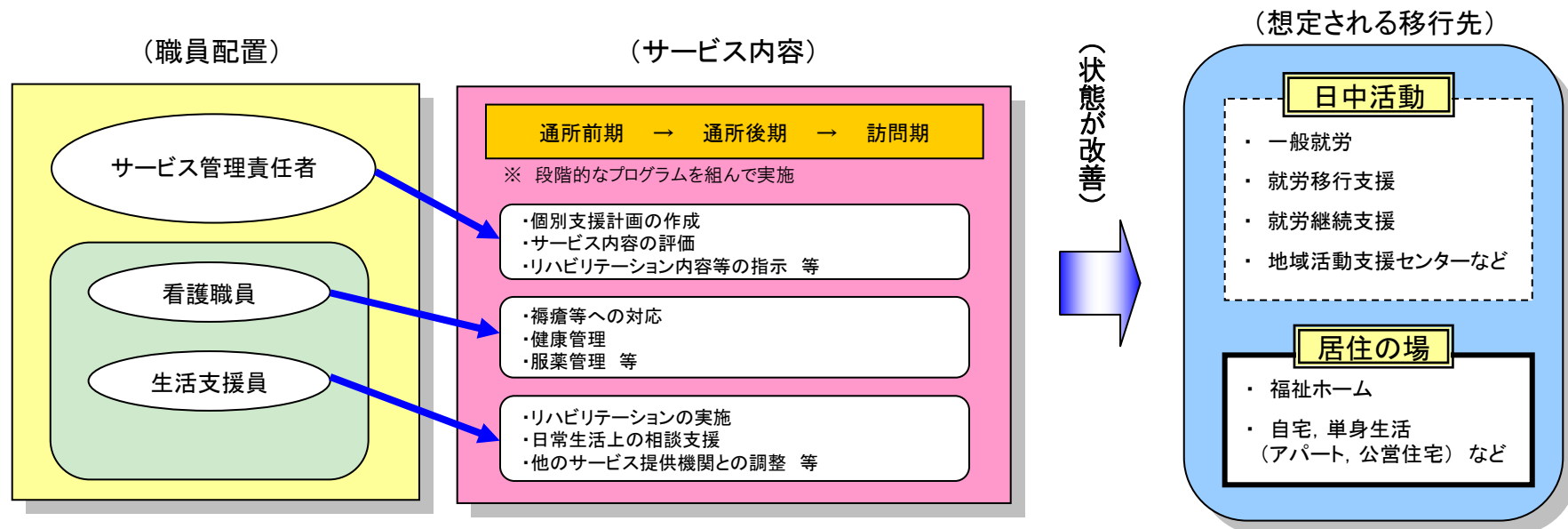
- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等

(具体的な利用者のイメージ)

- ・ 病院で一通りのリハビリテーションは行ったが、地域において実生活を送る上では、家事等にまだ不安がある
- ・ 施設を退所し、地域生活へ移行するため、日常生活上の実践的なトレーニングを受けたい
- ・ 養護学校を卒業し、就労したいと考えているが、障害の状態から作業がこなせるかどうか不安

【サービス内容】

- 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練やコミュニケーション、家事等の訓練を実施。
- 併せて、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を実施。
- これらを通じて、地域生活への移行を目指す。



※1 原則、通所や訪問によるサービスを組み合わせ、必要に応じ施設入所を付加。

※2 利用期間を限定(原則、1回限り、更新可)。

④ 自立訓練(生活訓練)事業

【利用者像】

○ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者

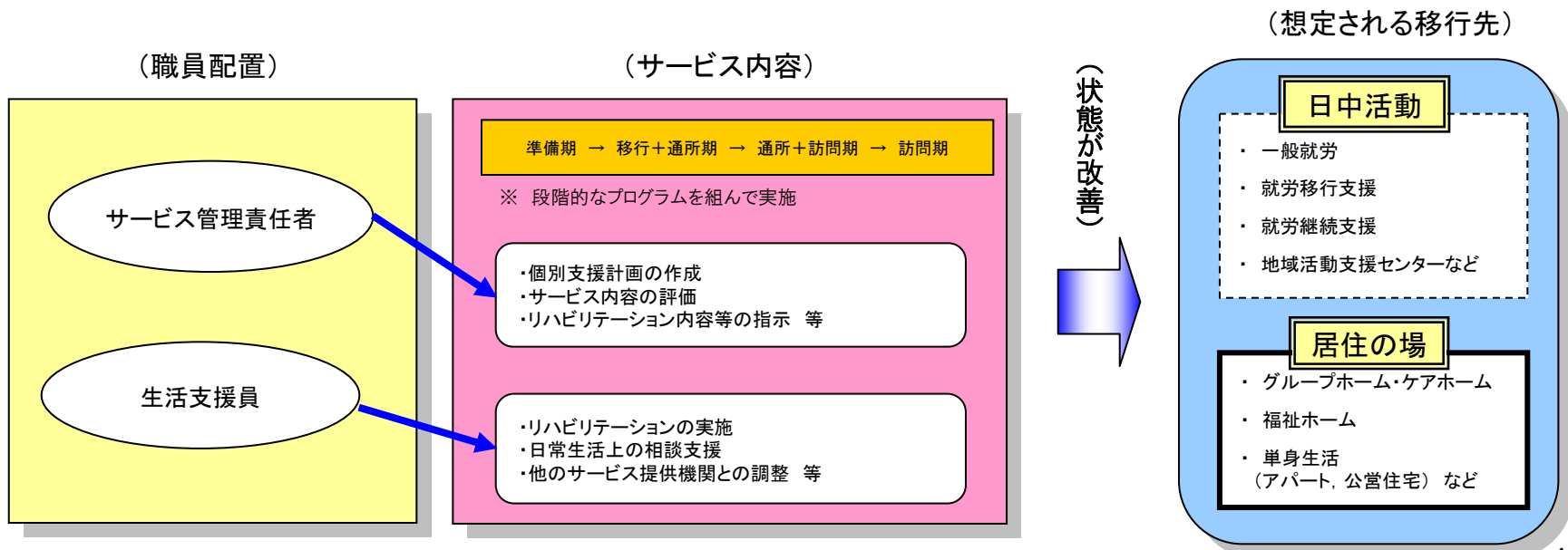
- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

(具体的な利用者のイメージ)

- ・ 施設を退所し、地域生活を送る上で、日常生活を営むための準備を行いたい
- ・ 長期間入院していたため、食事等の家事を行えない
- ・ 養護学校を卒業し、就労したいと考えているが、障害の状態から職場環境に適合できるかどうか不安

【サービス内容】

- 食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を実施。
- 併せて、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を実施。
- これらを通じて、地域生活への移行を目指す。



※1 原則、通所や訪問によるサービスを組み合わせ、必要に応じ短期滞在、施設入所を付加。

※2 利用期間を限定(原則、1回限り、更新可)。

⑤ 就労移行支援事業

【利用者像】

○ 一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより、就労等の見込まれる者

○ 次に掲げる者であって、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、企業等とのマッチング等を図ることにより、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる者(6歳未満の者に限る)

- ① 企業等への就労を希望する者
- ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

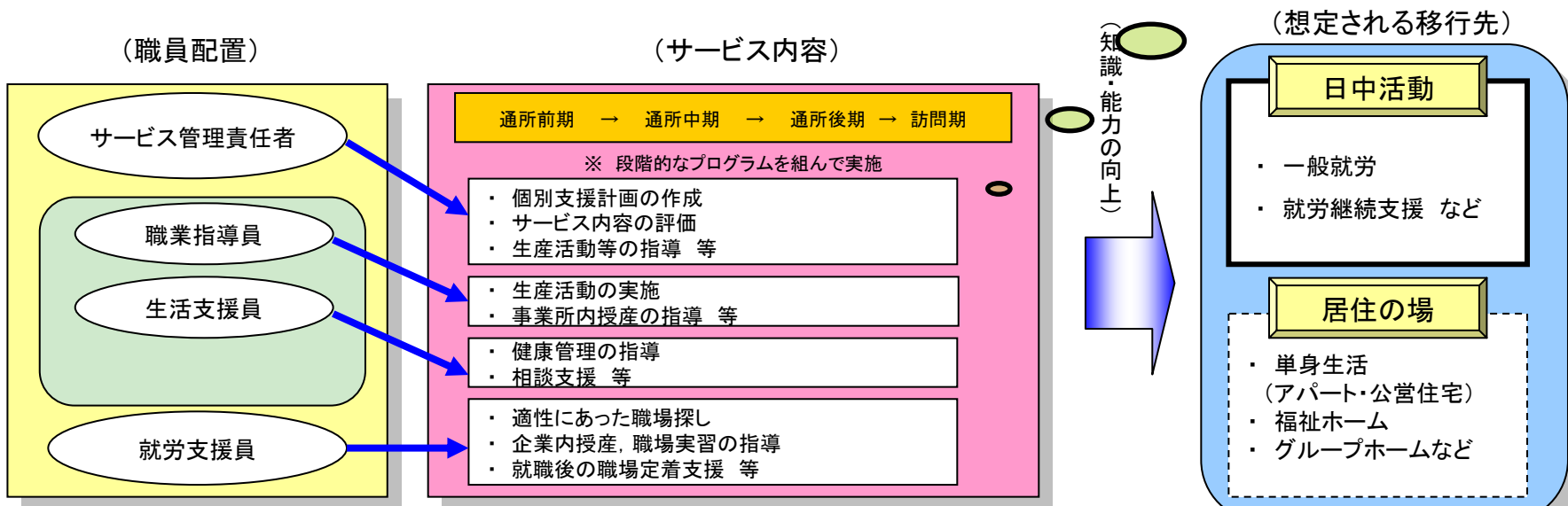
(具体的な利用者のイメージ)

- ・ 養護学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、これらを身につけたい
- ・ 就労していたが、体力や職場の適性などの理由で離職した。再度、訓練を受けて、適性に合った職場で働きたい
- ・ 施設を退所し、就労したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい

【サービス内容】

- 事業所内や企業において、作業や実習を実施。
- 適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を実施。
- これらを通じて、一般就労に必要な知識・能力を養い、適性に合った職場に就労・定着を図る。

就労移行支援事業の利用により、就労し、職場に定着している者が多数いる場合、その成果に着目した報酬上の評価。



※1 通所によるサービスを提供、必要に応じ施設入所を付加。

※2 利用期間を限定(原則1回限り、更新可)。

⑥ 就労継続支援事業A型(雇用型)

【利用者像】

○ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者等であって、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能なる者

○ 次に掲げる者であって、就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者(利用開始時、65歳未満の者に限る)

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者

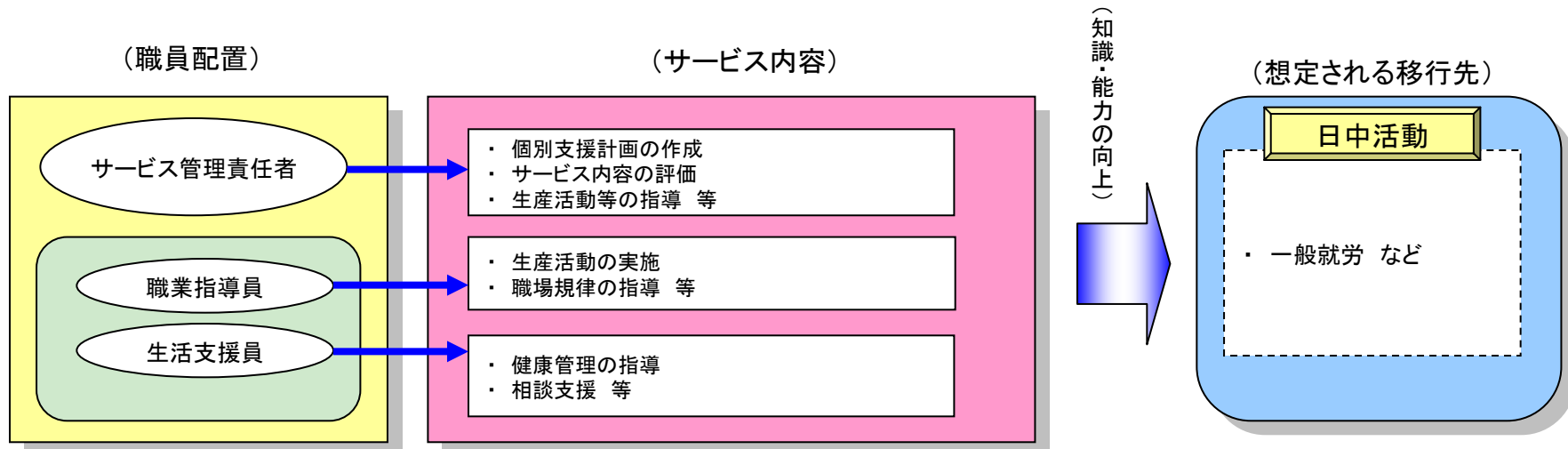
(具体的な利用者のイメージ)

- ・ 養護学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している
- ・ 一般就労していたが、体力や能力などの理由で離職した。再度、就労の機会を通して、能力等を高めたい
- ・ 施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している

【サービス内容】

○ 事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供。

○ これらを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援。



※1 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供。

※2 利用期間の制限なし(利用者の状態に応じて、一般就労等への移行を支援)。

⑦ 就労継続支援事業B型(非雇用型)

【利用者像】

○ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

- 次に掲げる者であって、就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される者
 - ① 企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
 - ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(雇用型)の雇用に結びつかなかった者
 - ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者

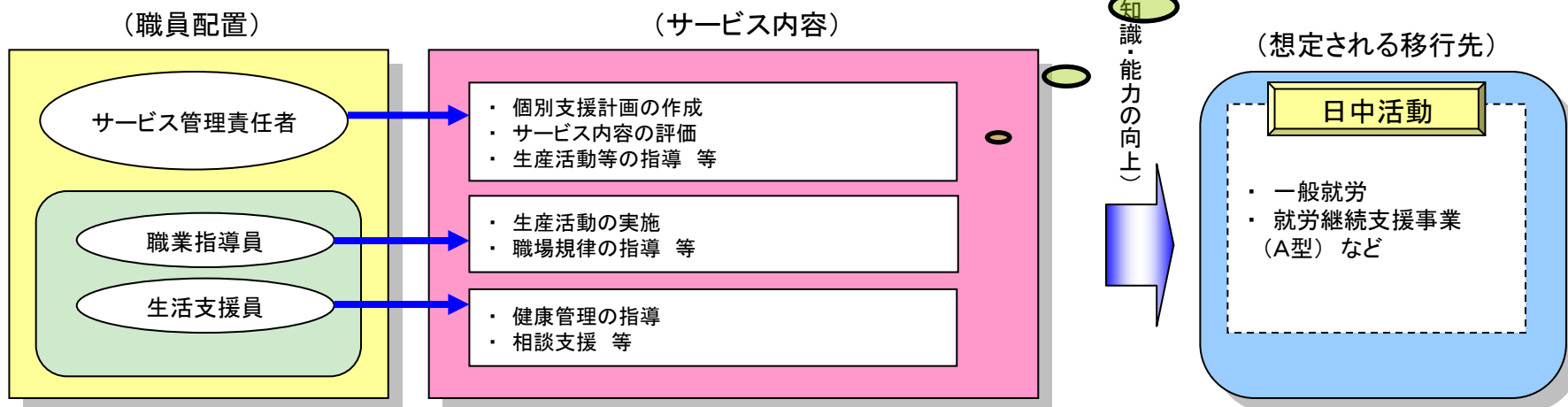
(具体的な利用者のイメージ)

- ・ 就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった
- ・ 一般就労して、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい
- ・ 施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難

【サービス内容】

- 事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)。
- 工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図る。
- これらを通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援。

工賃の支払い目標水準を設定し、報告、公表、報酬への反映等。



※1 通所により、就労の機会や生産活動の機会を提供。

※2 利用期間の制限なし(利用者の状態に応じて、一般就労等への移行を支援)。

地域生活支援事業

地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい各般の事業について、地域生活支援事業として法定化

(市町村の地域生活支援事業)

- 市町村が取り組むべき事業として以下の事業を法定化
 - ・相談支援, コミュニケーション支援(手話通訳等), 日常生活用具の給付等, 移動支援, 地域活動支援
- 都道府県は, 地域の実情を勘案して, 市町村に代わって上記の地域生活支援事業を行うことができる。

(都道府県の地域生活支援事業)

- 都道府県は, 特に専門性の高い相談支援事業等の広域的な事業を行うほか, サービスの質の向上のための養成研修等を行うことができる。

○ 市町村及び都道府県は, 障害福祉計画において, 地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定める。

○ 国は, 予算の範囲内において, 市町村及び都道府県の実施する地域生活支援事業の実施に要する必要の2分の1以内を補助する。(都道府県は市町村に4分の1以内を補助する。)

障害者自立支援法下での 作業所への支援等

小規模作業所等に対する県の支援等(概要)

〔基本的な考え方〕

- これまで、小規模作業所(市町村立やNPO法人立、家族会立など)の運営に係る支援については、県及び市町村の補助事業により実施してきたところ。
- しかし、障害者自立支援法施行に伴い。国からは、これまで県及び市町村に対してなされてきた交付税措置が、平成18年4月から市町村分の地域活動支援センター分として一括計上されている旨の見解が示され、財政的な見地からこれまでの作業所運営費補助事業のあり方について見直しが求められた。
- 今後は「市町村において全て補助事業を実施する」ということが国の方針となったが、いきなり市町村事業となるということについては、地域活動支援センターなどの要件を満たせず、直ちに移行することが困難な小規模な作業所への対応など、事業実施上の課題も多いことを考慮し、平成19年度の予算において以下のような対応を取りまとめた。

〔具体的な対応〕

1. 心身障害者福祉作業所について

- 市町村等が運営主体である心身障害者福祉作業所については、交付税が市町村に措置されている状況に鑑み、補助対象外とした。
- 市町村においては、今後、自立支援法の新体系サービスである個別給付事業や市町村の必須事業である地域活動支援センターへの積極的な移行を図ってもらう。

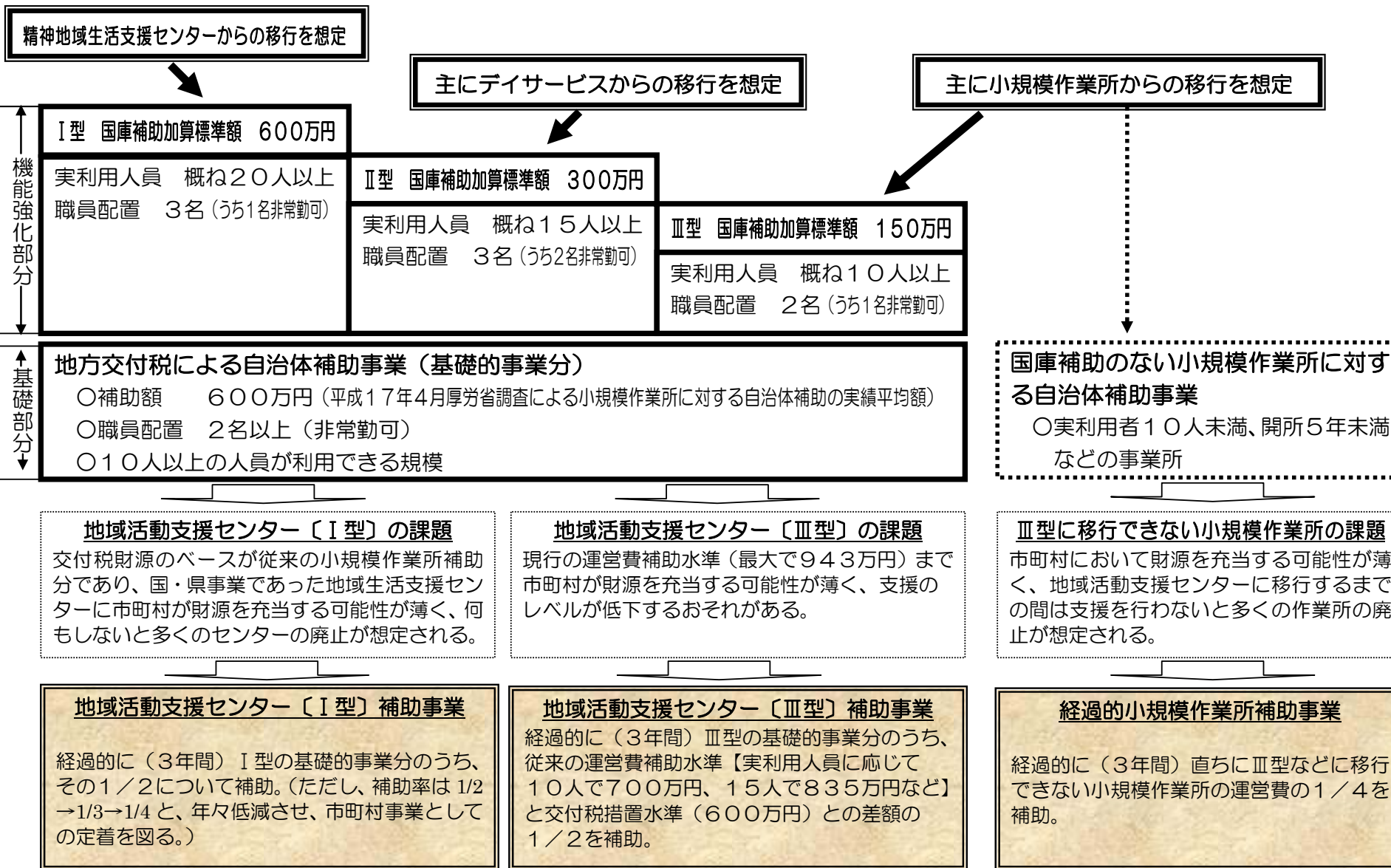
2. 心身障害者小規模福祉作業所及び精神障害者共同作業所について

- NPO法人や家族会などが運営主体である心身障害者小規模福祉作業所及び精神障害者共同作業所については、地域活動支援センターなどが主な移行先として予定されるが、その要件を直ちには満たせずに移行が困難な小規模な作業所もあることから、県の運営費補助を平成21年度までの3年間、経過的に実施する。(経過措置終了後、小規模作業所に対する運営費補助は各市町村の判断となる。)
- なお、経過的運営費補助については、その事業の趣旨から直ちには移行の要件を満たせない作業所、例えば、開所年数が5年未満や、NPO法人格が未取得である場合などに限ることとした。
- さらに、経過的運営費補助の対象とする作業所であっても、NPO法人格の未取得の場合などは、市町村に対して、法人格の取得を促しつつ、速やかに新体系サービスに移行できるよう、積極的な働きかけを依頼をした。
- 補助率については、市町村に財源委譲がなされたことと、県の関与の割合を減らしつつ地域活動支援センターなど新体系サービスへの移行を促進する観点から、補助率を1/2から1/4に減じた。

3. 地域活動支援センター等支援事業(重度加算・一般就労加算・家賃補助)について

- ・小規模作業所に対しては、運営の安定と職員の待遇改善を図るとともに、障害者の自立と社会参加の促進を目的に、それぞれ個別の機能に応じた重度加算、一般就労加算、家賃補助の各種支援制度を平成18年度から実施している。
- ・小規模作業所等の主な移行先として、地域活動支援センターが予定されているが、その経営実態は小規模作業所等とほとんど異なることなく、運営資金も脆弱であることから、地域活動支援センター(Ⅲ型)についても、小規模作業所等と同様の各種加算制度(重度加算・一般就労加算・家賃補助)を設けることにより、運営の安定と職員の待遇改善とともに、移行の促進を図ることとした。

地域活動支援センター及び小規模作業所に対する支援について



小規模作業所等からの移行が 想定される事業について

(事業所の要件等)

1. 指定障害福祉サービス事業者(就労移行支援事業 等)

・事業者として指定を受けるための主な要件

- ①申請者が法人格を有していること
- ②従業者の知識及び技能並びに人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていること
- ③厚生省令で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営が行えること

※厚生労働省令で定める基準

「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」

(平成18年9月29日付け厚生労働省令第174号) → 最低基準

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の事業等の人員, 設備及び運営に関する基準」

(平成18年9月29日付け厚生労働省令第171号) → 指定基準

(例)

定員規模20人以上

多機能型の場合の最低利用人員(各事業6人以上, 就労継続支援のみ10人以上で合計20人以上)

管理者(資格要件あり)及びサービス管理責任者(資格要件あり)の配置

利用者数等に応じた職員等の配置

必置の施設, 設備 等

2. 地域活動支援センター(主な要件)

基礎的部分

- ①10人以上の人員が利用できる規模
- ②創作的活動(生産活動, 社会との交流促進)ができる場所, トイレの設置
- ③施設長1(兼務可), 職員2以上の配置 等

機能強化部分(地域活動支援センターⅢ型の場合)

①事業内容

- ・地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業(小規模作業所)の実績を概ね5年以上有し, 安定的な経営が図られていること。

②職員配置

- ・基礎的事業による職員のうち1人以上を常勤とすること。

③利用者数等

- ・1日当たりの実利用人員が概ね10人以上であること。

※留意事項

- ・地域活動支援センターの委託を受け事業を実施する者は, 法人格を有していなければならない。

新体系サービスへの移行を 支援するための事業

(注)以降は、平成19年12月28日時点での厚生労働省未定稿資料に基づくものであり、今後、変更等があり得る。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業（追加メニュー）

「小規模作業所移行促進事業」

1 事業目的

利用者数が少ないために新体系に移行することが困難な小規模作業所の新体系への移行を支援するため、複数の小規模作業所が統合するための環境整備を行うコーディネーターの派遣や円滑な統合に向けた会議開催経費等について助成する。

2 事業の内容

(1)実施主体 都道府県(社会福祉法人等に委託可)

(2)事業の内容

- ①複数の小規模作業所同士が統合するまでの間に必要となる小規模作業所間の調整・連携のための職員(非常勤職員)の雇用費の助成を行う。
- ②統合に向けて近隣の小規模作業所が一同に会して、小規模作業所同士の情報交換、意見交換等を行い交流を深める会を設けるとともに、他の先進地を視察し、統合に向けたノウハウを得るために必要な経費に対して助成を行う。

(3)補助単価 1都道府県当たり 10,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 20年度

その他

障害福祉サービス費等のインターネット請求について

障害者自立支援法では、市町村は、障害福祉サービス費等の支払について都道府県国民健康保険連合会(国保連合会)に委託できることになり、平成19年10月から請求方法が変更になった。

○請求方法

請求情報(データ)を電子証明書により電子署名し、インターネットを經由して事業所が所在する国保連合会へ請求。

○インターネット請求に必要なもの

・パソコン ・ソフトウェア ・通信回線 ・電子証明書 ・その他(簡易入力システム等)

新体系等移行等に係る千葉県健康福祉部障害福祉課担当部署

・作業所、地域活動支援センター関係等

地域生活支援室 TEL 043-223-2335, 2336

・障害福祉サービス事業者の指定等

施設福祉推進室 TEL 043-223-2308